

## 和泉市輝く子どもを育む教育のまち条例（素案）

和泉の子どもは、全てかけがえのない存在であり、和泉市の宝です。

子どもが夢と希望を持ち、人の痛みが分かり、人を思いやる心を大切にするよう、私たちには、子ども一人ひとりの個性を認め、差別、いじめ、暴力、虐待などから子どもを守り、心身ともに健やかに育つ環境を整える責任があります。

現在、我が国では、少子化による人口減少問題をはじめ、格差社会の広がりなど、子どもを取り巻く課題が山積する中、次代を担う子どもに、教育の機会均等を確保することがこれまで以上に求められています。

このためには、学校教育に加え、家庭の子育て環境の充実、さらには、地域による支援活動の推進など、社会総がかりで子どもに関わる取組を行うことが必要であり、この取組の充実により、子どもが社会に大きく羽ばたき、和泉市の明るい未来への発展にもつながります。

今こそ、豊かな自然に恵まれ、歴史と伝統や文化薫る郷土和泉を愛する心を持って、これまで先人たちが築いてきた礎をもとに、『豊かな心と確かな学力、たくましく生きるための健康・体力を身に付けた輝く子どもを育む教育のまち和泉市』の実現をめざし、この条例を制定します。

### （目的）

第1条 この条例は、「生命・人格・人権」を尊重し、挨拶その他の礼儀を重んじ、感謝の心を持って、生涯を通して自分の個性を伸ばすことのできる人が育つ環境を整え、確保することで、豊かな心と確かな学力、たくましく生きるための健康及び体力を備えた、未来を担う子ども（以下「輝く子ども」という。）を育む教育のまち和泉市の実現に資することを目的とする。

### （定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 子ども おおむね18歳未満の者をいう。
- (2) 保護者 父母、未成年後見人その他の子どもを現に養育する者をいう。
- (3) 学校園 小学校、中学校、義務教育学校、幼稚園、保育所をいう。
- (4) 地域の団体等 本市の区域内で活動している社会教育関係団体（社会教育法（昭和24年法律第207号）第10条に規定する社会教育関係団体をいう。）、青少年教育団体（PTA・青少年教育団体共済法（平成22年法律第42号）第2条第2項に

規定する青少年教育団体をいう。) 、町会・自治会、こども会その他これらに類する団体及び地域住民をいう。

(5) 事業者 本市の区域内で事業活動を行う者又は団体をいう。

(基本理念)

第3条 輝く子どもを育む教育のまち和泉市の実現に当たり、基本理念は次のとおりとする。

- (1) 子どもが夢と希望を持って健やかに成長することを願い、子どもを温かく見守り、その人格を尊重することを基本とする。
- (2) 子どもの豊かな情操及び規範意識が育つための取組を推進することを基本とする。
- (3) 市長、教育委員会、学校園、保護者、地域の団体等及び事業者は、それぞれの責務及び役割を果たし、かつ、相互に連携協力し、子どもの健やかな成長を支援することを基本とする。

(市長の責務)

第4条 市長は、基本理念にのっとり、輝く子どもが育つよう、次に掲げる事項を実施する。

- (1) 教育委員会及び学校園が、必要な施策や事業を遂行できるよう、教育委員会の機能強化や事業への配慮等、教育環境を整備すること。
- (2) 子どもの教育を受ける機会の均等が確保されるよう、子育て、福祉、雇用等の施策を展開すること。
- (3) 子どもが郷土和泉を誇りに思い、愛する心を持ち得るよう、知育、徳育及び体育の充実に資する施策を展開すること。
- (4) 教育委員会との連携が深まるよう、総合教育会議を充実させること。

(教育委員会の責務)

第5条 教育委員会は、基本理念にのっとり、輝く子どもが育つ基盤整備、環境づくり及び学びの保障における中心的な役割を果たすため、次に掲げる事項を実施する。

- (1) 学校園、保護者、地域の団体等及び事業者が相互に連携し、子どもの見守りに係る仕組みの立案及び展開並びに学校園への助言及び支援を行うこと。
- (2) 学びの保障に向けた学校園に対する必要な施策の展開並びに助言及び支援を行うこと。

(学校園の責務)

第6条 学校園は、基本理念にのっとり、子どもがその成長及び発達に応じて、主体的に学び、将来をひらく「生きる力」を身に付けることができるよう、次に掲げる事項を実施する。

- (1) 輝く子どもが育つ教育及び保育の推進並びに学びの保障を意識したより良い教育及び保育を行うこと。
- (2) 保護者、地域の団体等及び事業者と連携し、子どもの見守りを行うこと。
- (3) 機会を捉えて子どもの置かれている状況、課題等を分析し、教育委員会、保護者及び学校協議員又は学校運営協議会その他の関係機関と情報共有及び必要な対応を行うこと。
- (4) 各学校園間において、子どもの成長及び発達を踏まえ、教育及び保育の連続性を意識した連携を行うこと。

(保護者の役割)

第7条 保護者は、基本理念にのっとり、家庭が子どもの健やかな育ちの基盤及びすべての教育の出発点であることから、子どもの教育及び保育に責任を持つ者として、次に掲げる役割を果たすよう努める。

- (1) 子どもに愛情を持ち、子どもが心身ともに安らげる家庭環境をつくること。
- (2) 家庭における学習の習慣化及び学習時間の十分な確保並びにそのための環境をつくること。
- (3) 子どもにとって望ましい食習慣その他の生活習慣を子どもとともに考え、行動することにより、基本的な生活習慣の形成を図ること。
- (4) 市、学校園等から要請される事項について、社会全体の取組として協力すること。

(地域の団体等の役割)

第8条 地域の団体等は、基本理念にのっとり、子どもを地域社会の一員として守り、育てることができるよう、次に掲げる役割を果たすよう努める。

- (1) 子どもが安心して教育及び保育を受けられるよう見守ること。
- (2) 学校園の教育及び保育を支援すること。
- (3) 子どもが健やかに成長する環境を確保すること。
- (4) 子どもが社会性を養うための活動や体験等を積極的に推進すること。

(事業者の役割)

第9条 事業者は、基本理念にのっとり、社会的な影響力を有する者として、次に掲げる役割を果たすよう努める。

- (1) 子どもの健やかな成長を支援する活動を行うこと。
- (2) 市、学校園等が実施する子どもへの支援に関する施策等に協力すること。
- (3) 事業者は、雇用する保護者が子どもと接する時間を十分に確保できるよう、仕事と子育ての両立について、配慮すること。

附 則

この条例は、令和3年4月1日から施行する。